

令和5年度

第27回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年8月25日

東松島市農業委員会

令和5年度第27回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年8月25日（金） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

日程第5 報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第6 議案第1号 農用地利用規定の認定に係る意見について

日程第7 議案第2号 非農地証明願について

日程第8 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第9 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第10 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第12 議案第7号 令和5年度全国農業新聞普及計画（案）について

日程第13 議案第8号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について

閉 会

出席委員（15名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門馬宏之	2番	鈴木仁逸	3番	佐藤祥
4番	熊谷奨	5番	—	6番	秋本まゆみ
7番	小山静子	8番	大山道保	9番	浅野喜代志
10番	安部俊郎	11番	—	12番	小岩敏幸
13番	大崎康	14番	川村勝雄	15番	安倍民夫
16番	佐藤栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（1名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
5番	阿部喜生	11番	本田幸男		

出席事務局職員

事務局長 石森久浩
 事務局長補佐兼農地係長 安倍浩司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第27回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、5番阿部喜生委員、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより第27回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、8番大山道保委員、9番浅野喜代志委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。
- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、西福田字牧の内一号128-2、192㎡ 外 計2筆で2,956㎡、解約届出日は令和5年6月9日、農地中間管理機構に賃借権設定のため使用貸借の解約でございます。
その2、野蒜字南赤崎82-46、1,429㎡、解約届出日は令和5年7月21日、ほ場整備事業での不換地による消滅のため貸借の解約でございます。
その3、大塚字南林下66、520㎡、解約届出日は令和5年7月26日、ほ場整備事業での不換地による消滅のため貸借の解約でございます。
その4、新東名四丁目4-3、415.81㎡ 外 計46筆で17,222.66㎡、解約届出日は令和5年7月18日、賃借人の都合による貸借の解約でございます。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、を事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出がありましたので、ご報告いたします。

新東名一丁目7-10、641㎡、転用目的は宅地造成、現在の状況は休耕中。すでに設計事務所や倉庫などが建築済みとなっております、始末書を提出していただいております。届け出受理日は令和5年8月1日となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第5、報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、を事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出がありましたので、ご報告いたします。

矢本字上河戸104-2、604㎡、転用目的は建売住宅敷地、現在の利用状況は休耕中。所有権移転の売買で、令和5年7月24日届け出受理となっております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第6、議案第1号 農用地利用規定の認定に係る意見について、上程いたします。このことについては、令和5年7月26日付け東松農水第766号により、東松島市長から農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定により農業委員会に対し意見を求められております。説明委員として産業部農林水産課職員の出席を求めています。出席職員は職名及び氏名を述べてから内容の説明をお願いします。

○農林水産課職員： 資料内容に基づき朗読説明する。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。農用地利用規定の認定に係る意見について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、農用地利用規定の認定に係る意見について、を原案のとおり承認することに決定します。

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第7、議案第2号 非農地証明願について、その1を事務局から説明願います。

○局長補佐： 議案の6ページをご覧ください。

その1、小松字下砂利田212-1、299㎡ 外 計2筆 467㎡、農地を転用した理由及び現在の状況については、昭和25年頃から住宅敷地及び園庭敷地として利用してきた土地であり、昭和60年の住宅建替以後も屋敷地として一体利用されております。今後も現状のまま宅地として利用し、農地として復元することがないことから、非農地証明願が提出されたものとなります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員3番 佐藤祥委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年8月20日。転用された日は、昭和60年月日不詳、現在の利用状況は、宅地であり、農地へ復元することはない。転用した理由については、家を建てるため。総合意見としては適当。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願の通り証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願の通り証明することに決定します。次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、宮戸字岩井作3、176㎡、農地を転用した理由及び現在の状況については、平

成5年10月頃から、亡父の家業である海苔養殖のための資材置き場として、敷地の大半をコンクリート舗装して使用しておりました。東日本大震災後は、被災を逃れた漁具や家財道具の保管場所として使用しており、今後も農地として使用することがないため、非農地証明願いが提出されたものとなります。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員1番 門馬宏之委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○門馬宏之委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年8月2日。転用された日は、平成5年10月頃、現在の利用状況は雑種地であり、転用した理由については、敷地の大半をコンクリート舗装し、資材置き場として使用しております。今後も農地として使用することはない。総合意見としては適当。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を非農地証明願の通り証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を非農地証明願の通り証明することに決定します。

次に、日程第8、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の9ページをご覧ください。その1、小松字上砂利田207、490㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員4番 熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年8月23日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稲と露地野菜となります。通作距離については3.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、耕作はされていません。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大曲字小脇浦53、1、705㎡、贈与による所有権移転となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年8月21日。権利の種類は、所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、家庭菜園となります。通作距離については自宅前ですので約0.1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第9、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の10ページをご覧ください。大曲字堰北167-1、209㎡ 外 計3筆 993㎡、転用目的は農家用住宅兼倉庫建築、現在の利用状況は休耕中です。

農地区分は、第2種農地となっております。

平成27年7月に申請人の父が同申請地において農家用住宅建築のため農地法第4条許可の申請をしており、許可を受けておりますが、許可後の平成27年11月に亡くなっており、事業が行われてなか

った状況となります。今回申請人が農家用住宅、倉庫及び作業所を建築する計画としており、あらためて許可申請が出されたものです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員12番 小岩敏幸委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○小岩敏幸委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年8月20日。転用目的は、農家用住宅兼倉庫建築。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1及びその2を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の12ページをご覧ください。その1、高松字西風58、2、033㎡のうち1、046㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中。地上権設定で事業期間は20年間。農地転用の期間は永久となります。

その2、高松字西風76—1、1、896㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中。地上権設定で事業期間は20年間。農地転用の期間は永久となります。

本年6月の第25回総会においてご審議いただいた申請地と同一地となります。その1については、前回申請時より面積を縮小し事業区域を変更しておりますが、事業区域部分に傾斜面があることから、平地部分を計画地とした全部転用から一部転用へと変更されております。その2については、メンテナンス等を考慮し、パネル設置間隔を広めに確保する計画変更内容であり、太陽光パネルの枚数等に変更はありません。また、6月申請時から譲受人の事業所所在地に変更がありましたので、事業者は地権者に説明を実施しており、問題はなかったと報告を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： その1及びその2については、事務局から説明があったように本年6月の第25回総会において審議した案件の変更となりますので、担当委員の聞き取り報告を省略し、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1及びその2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第11、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

本計画は、13番 大崎康委員にかかる案件ですので、東松島市農業委員会会議規則第23条の規定により退席をお願いします。

（13番 大崎康委員 退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、農地中間管理事業の一括方式について、事務局から説明願います。

○事務局長： 大塩字中沢299-1、290㎡、借賃は、金納で3,480円、期間については、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画を承認することに決定します。

13番 大崎康委員は入場願います。

（13番 大崎康委員 入場）

○議長（佐藤栄宏会長）： 13番 大崎康委員に申し上げます。

本計画については、原案のとおり承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

次に、日程第12 議案第7号 令和5年度全国農業新聞普及計画（案）について、を上程いたします。事務局より説明願います。

○事務局長： 資料内容に基づき朗読説明する。

○議長（佐藤栄宏会長）： 事務局より説明が終わりました。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和5年度全国農業新聞普及計画（案）について原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和5年度全国農業新聞普及計画（案）について原案のとおり承認することにいたします。

次に、日程第13 議案第8号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を上程いたします。事務局より説明願います。

意見書（案）については、第26回総会において行いました意見交換を基に事務局において原案を作成し、事前に事務局より委員各位に送付をしており、確認をお願いしておりますので、直ちに意見交換に入ります。

何かご意見ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 意見なしと認め、採決いたします。農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （拍手をもって承認の意思発意）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について、原案のとおり承認することにいたします。

承認いただいた意見書については、9月5日に私と安倍民夫会長職務代理より、市長及び副市長に対し、提出してまいります。

また、意見書に対する市の方針等の説明及び意見交換については、10月27日の合同会議において予定しておりますので、委員の皆様には出席いただきますよう日程調整をお願いいたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第27回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時10分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年8月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 8番 大山 道保

署名委員 9番 浅野 喜代志